

# 優遇制度・課税の特例早見表



		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
		宮の郷工業団地	常陸那珂工業団地	茨城常陸那珂地区産業用地(F地区)	茨城中央工業団地(1期地区)	茨城中央工業団地(2期地区)	茨城中央工業団地(笠間地区)	茨城空港テクノパーク	北浦複合団地	奥野谷浜工業団地	筑波北部工業団地	フロンティアパーク坂東	境古河IC周辺地区	常陸太田市東部地区	日立南太田IC周辺地区	東山田・谷貝地区	しもつま製工業団地	周辺地区産業用地	圏央道つくば西スマートIC周辺地区産業用地	葛城地区C46街区(最先端リサーチパーク)	DP1つくば北	DP1つくば学園南	阿見東部工業団地	ひたちなか地区		
電気料金に対する補助	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金		○	○											○								○			
	原子力立地給付金		○	○	○	○									○	○								○		
税制	国税	法人税	地域未来投資促進法	特別償却又は税額控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			過疎法	割増償却	○																					
			地域再生法	特別償却又は税額控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県税	法人事業税	過疎法	課税免除	○																				○	
			原発特措法	不均一課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			地域再生法	不均一課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		不動産取得税	産活条例	課税免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			過疎法	課税免除	○																					
			原発特措法	不均一課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市町村税	固定資産税	過疎法	課税免除	○																				○	
			原発特措法	不均一課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		都市計画税	物流効率化法	課税標準の特例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村条例等			課税免除	○																					○	
その他市町村独自補助等			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※表中の「○」は、適用の余地の有無を示しています。各制度ごとに細かな適用要件等の条件がありますので、詳細は必ず各制度の間合せ先にご確認ください。  
 ※産活条例による不動産取得税の課税免除を受けるためには、不動産を取得した日から60日以内に「課税免除申告書」を「不動産取得申告(報告)書」と併せて県税事務所に提出する必要があります。

# 立地希望企業紹介制度

対象地の分譲等を希望する企業の情報を提供し、かつ企業の担当者を紹介いただき、その企業と茨城県が土地譲渡契約等を締結し土地代金等が納入された場合に、**報償金を交付**いたします。

- 対象地**
- ① 宮の郷工業団地
  - ② 常陸那珂工業団地(第1期・第2期拡張地区)
  - ③④⑤ 茨城中央工業団地(1期・2期地区、笠間地区)
  - ⑥ 茨城空港テクノパーク ⑦ 北浦複合団地
  - ⑧ 鹿島臨海工業地帯内工業用地(県所有に限る。)
  - ⑨ 筑波北部工業団地 ⑩ フロンティアパーク坂東
  - ⑪ 阿見東部工業団地

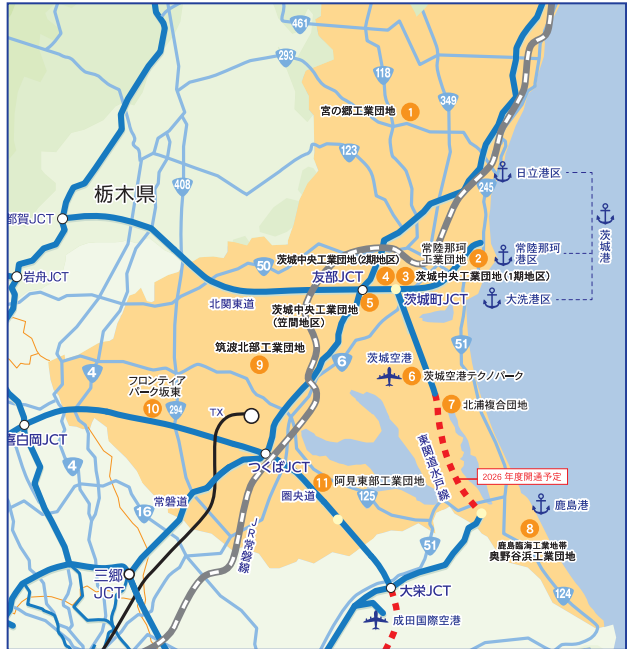
**報償金の額**

分譲：土地代金の1% 賃貸：賃料の1月分

※上限額：法人 **3,000万円**、個人：200万円

適用には条件がございます。詳細はお問合せください。

■お問合せ■  
 茨城県 立地推進課 ☎029-301-2036



# 企業立地のための優遇制度のご案内



**1 設備投資等に対する補助** (グローバル企業における)

**グローバル企業のフラッグシップ(主力)拠点誘致促進補助** (主力)拠点の整備に対する補助 **最大100億**

- 対象事業：半導体及び次世代自動車など成長産業のグローバル企業のフラッグシップ(主力)拠点の整備 ※土地取得(10ha以上)が必須
- 対象経費：建物の建設費、設備購入費など

**本社機能移転強化促進補助(本社機能の県外からの移転整備に対する補助)** **最大50億**

- 対象事業：半導体及び次世代自動車など成長産業の本社機能の県外から茨城県への移転
- 対象経費：建物の建設費、設備購入費、事業所等移転費用、雇用など ※雇用のみ、成長産業に加え、日本成長戦略本部が決定した17の戦略分野も対象

本社機能 研究・開発部門、調査・企画部門  
 総務経理等の管理部門、研究所

**次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助(生産拠点の整備に対する補助)** **最大30億**

- 対象事業：半導体及び次世代自動車など成長産業の生産拠点の整備 ※土地取得が必須
- 対象経費：建物の建設費、設備購入費

**2 電気料金に対する補助**

**原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金**

- 対象地域：東海村、日立市(旧日立市)、那珂市(旧那珂町)、ひたちなか市
- 対象業種：製造業、県・市の企業立地の促進等を目的とした条例・規則等に定められた業種
- 交付額：電気料金の4割程度(最大8年間、上限額あり)

**原子力立地給付金**

- 対象地域：東海村、日立市(旧日立市)、常陸太田市(旧常陸太田市)、那珂市(旧那珂町)、大洗町、茨城町、鉾田市(旧旭村)、ひたちなか市
- 対象者：毎年、10月1日現在で小売電気事業者との間で電気を受給契約を締結している者
- 交付額：契約電力(kW)×12月×給付金単価(対象地域毎に定められた単価)
- 給付金単価：東海村…364円、日立市…182円、常陸太田市…182円、那珂市…182円、大洗町…181円、茨城町…90円、鉾田市…90円、ひたちなか市…227円

**3 課税の特例**

**法人税(国税)**

- 建物、設備を取得した際に、法人税(国税)の税額控除又は特別償却が受けられる制度
- 認定：根拠法令(※1)により、法令に基づく計画の認定等が必要な場合あり
- 対象：根拠法令(※1)により、対象となる地域や業種、適用期限、控除率等が異なる
- ※1 地域未来投資促進法、地域再生法

**法人事業税(県税)**

- 建物、設備を取得した際に、法人事業税(県税)の課税免除や不均一課税が受けられる制度
- 認定：根拠法令(※2)により、法令に基づく計画の認定等が必要な場合あり
- 対象：根拠法令(※2)により、対象となる地域や業種、適用期限、税率等が異なる
- ※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、地域再生法

**不動産取得税(県税)**

- 建物、土地を取得した際に、不動産取得税の課税免除又は不均一課税が受けられる制度
- 認定：根拠法令(※○)により、法令に基づく計画の認定等が必要な場合あり
- 対象：根拠法令(※△)により、対象となる地域や業種、適用期限、税率等が異なる
- ※○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、地域再生法
- ※△茨城県産業活性化条例、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、地域再生法

**固定資産税(市町村税)**

- 建物、設備、土地を取得した際に、固定資産税(市町村税)の課税免除や不均一課税、または固定資産税相当額の奨励金の交付が受けられる制度
- 認定：根拠法令(※3)により、法令に基づく計画の認定等が必要な場合あり
- 対象：根拠法令(※3)により、対象となる地域や業種、適用期限、税率等が異なる
- ※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、物流総合効率化法、地域未来投資促進法、市町村条例等

お気軽にお問合せください。(茨城県立地推進部立地推進課)  
 電話：029-301-2036 E-mail: ritchisuishin@pref.ibaraki.lg.jp

# 課税の特例

税目	根拠法	対象地域	対象者・対象業種	種別	対象物件等	免除率等	適用期間	適用期限	備考	お問い合わせ先
法人税 (国税)	地域未来投資促進法	県内全域	法に基づき地域経済牽引事業計画の県による承認、国による先進性等の確認を受けた事業を行う者	特別償却 又は 税額控除	機械装置及び器具備品 建物及び付属設備並びに構築物	特別償却35%又は税額控除4% (上乗せ要件を満たす場合) 特別償却50%又は税額控除5% (中堅企業控) 特別償却50%又は税額控除6% 特別償却20%又は税額控除2%	—	令和10年 3月31日 まで	着工までに県の承認を受ける必要あり 取得までに国の承認を受ける必要あり	茨城県立地推進部 立地推進課 029-301-2036
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	常陸太田市(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	割増償却	機械装置 建物及び付属設備並びに構築物	普通償却限度額の32% 普通償却限度額の48%	5年間	令和9年 3月31日 まで	※常陸太田市のうち旧金砂郷町は経過措置あり	立地する市町村を所管する税務署
	地域再生法	首都圏整備法に基づく近郊整備地帯(龍ヶ崎市、常総市の一部、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町)を除く市町村	本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた者 「移転型事業」…本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合 「拡充型事業」…本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合	特別償却 又は 税額控除	建物及び付属設備並びに構築物	【移転型】 特別償却25%又は税額控除7% 特別償却25%又は税額控除8% (※1) 特別償却15%又は税額控除4% (※2) 【拡充型】 特別償却15%又は税額控除4% 特別償却20%又は税額控除5% (※1) 特別償却10%又は税額控除2% (※2)	—	令和10年 3月31日 まで	事業の着工・着手前に知事の認定を受ける必要あり ※1 下記の要件を満たす場合 (大企業) ・建物等の取得価額の合計額が10億円以上。 ・当該建物等に係る整備計画における雇用者増加数が60人以上。 (中小企業者) ・当該建物等に係る整備計画における雇用者増加数が20人以上。 ※2 中古資産の購入・改修の場合	茨城県政策企画部 計画推進課 029-301-2072
法人事業税 (県税)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	常陸太田市※(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	課税免除	設備を事業の用に供した年度の課税標準額となる所得金額	—	3年間	令和9年 3月31日 まで	※常陸太田市のうち旧金砂郷町は経過措置あり	立地する市町村を所管する県税事務所
	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	水戸市(旧内原町を除く)、日立市(旧十王町を除く)、常陸太田市(旧里美村、旧水府村を除く)、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市(旧大宮町)、鉾田市(旧旭村、旧鉾田町)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を行う者	不均一課税	設備を事業の用に供した年度の課税標準額となる所得金額	初年度 1/2 2年度 1/4 3年度 1/8	3年間	令和9年 3月31日 まで		立地する市町村を所管する県税事務所
	地域再生法	県内全域	本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた者 「移転型事業」…本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合 「拡充型事業」…本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合	不均一課税	認定された計画の対象設備を事業の用に供した年度の課税標準額となる所得金額	法認定事業者(※1) 1/2 条例認定事業者(※2) 1/4	3年間	令和10年 3月31日 まで	事業の着工・着手前に知事の認定を受ける必要あり ※1 法認定事業者…本社機能を地方活力向上地域(法対象地域)に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者 ※2 条例認定事業者…本社機能を法対象外地域に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者	茨城県政策企画部 計画推進課 029-301-2072
不動産取得税 (県税)	茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例	県内全域	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、旅館業、電気・ガス・熱供給業(産業振興促進区域で行うものに限る)、小売業(認定中心市街地等及び産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る)、植物工場(不動産取得税の課税対象となる家屋内において行う事業に限る)、農林水産物等販売業(産業振興促進区域で行うものに限る)等	課税免除	家屋及びその敷地を含む一団の土地 ※事務所等の新増設が県内事務所等の移転等によるものは、移転前の面積を超えるもののみ対象	—	—	令和9年 3月31日 まで	県税の滞納がある法人は対象外 ※産活条例による不動産取得税の課税免除を受けるためには、不動産を取得した日から60日以内に「課税免除申告書」を「不動産取得申告(報告)書」と併せて県税事務所に提出する必要があります。	立地する市町村を所管する県税事務所
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	常陸太田市※(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	課税免除	家屋及び土地	—	—	令和9年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ ※常陸太田市のうち旧金砂郷町は経過措置あり	立地する市町村を所管する県税事務所
	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	水戸市(旧内原町を除く)、日立市(旧十王町を除く)、常陸太田市(旧里美村、旧水府村を除く)、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市(旧大宮町)、鉾田市(旧旭村、旧鉾田町)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を行う者	不均一課税	家屋及び土地	9/10	—	令和9年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ	立地する市町村を所管する県税事務所
	地域再生法	県内全域	本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた者 「移転型事業」…本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合 「拡充型事業」…本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合	課税免除 又は 不均一課税	家屋及び土地	法認定事業者(※1) 移転型 10/10 拡充型 9/10 条例認定事業者(※2) 1/2	—	令和10年 3月31日 まで	・事業の着工・着手前に知事の認定を受ける必要あり ・対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ ※1 法認定事業者…本社機能を地方活力向上地域(法対象地域)に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者 ※2 条例認定事業者…本社機能を法対象外地域に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者	茨城県政策企画部 計画推進課 029-301-2072
固定資産税 (市町村税)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	常陸太田市(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	課税免除	家屋及び償却資産並びに土地	—	3年間 ※大子町は5年間	令和9年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ	立地する市町村の税務担当課
	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	ひたちなか市、那珂市、茨城町 ※条例制定済み市町村	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を行う者	不均一課税	家屋及び償却資産並びに土地	初年度 9/10 2年度 3/4 3年度 1/2 (ひたちなか市、那珂市、茨城町とも同じ)	ひたちなか市:3年間 那珂市:3年間 茨城町:3年間	令和9年 3月31日 まで		立地する市町村の税務担当課
	物資の流通の効率化に関する法律	県内全域	法に基づき総合効率化計画の認定を受けた物流業を行う者	課税標準の特例	物流拠点※ 付属設備	課税標準 1/2 課税標準 3/4	5年間	令和10年 3月31日 まで	竣工までに国の認定を受ける必要あり ※地方公共団体が関与した公共性を有する、幹線の中継輸送機能等を持った物流拠点	関東運輸局交通政策部 環境・物流課 045-211-7210
都市計画税 (市町村税)	物資の流通の効率化に関する法律	県内全域	法に基づき総合効率化計画の認定を受けた物流業を行う者	課税標準の特例	物流拠点※	課税標準 1/2	5年間	令和10年 3月31日 まで	竣工までに国の認定を受ける必要あり ※地方公共団体が関与した公共性を有する、幹線の中継輸送機能等を持った物流拠点	関東運輸局交通政策部 環境・物流課 045-211-7210

(注) 掲載している情報は概要です。適用の可否は、税目によって、税務署(国税)、県税事務所(県税)、市町村の税担当窓口(市町村税)に、計画段階(発注前)に必ずご確認ください。